

サロベツ自然再生事業について

自然再生事業とは

自然再生事業は、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて、生態系の健全性を回復することを直接の目的として行う事業。

平成14年12月に制定された「自然再生推進法」と平成15年4月に閣議決定された「自然再生推進基本方針」では、保全、再生、創出、維持管理の4つの行為が含まれ、①生物の多様性確保を通じた自然との共生、②地域の多様な主体の参加・連携、③科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取り組み、の3つの視点を基本に展開することとされている。

サロベツにおける自然再生事業

環境省では、平成14年度から農林水産省・国土交通省と連携して、利尻礼文サロベツ国立公園サロベツ地域とその周辺において「サロベツ自然再生事業」を実施している。

当事業においては、農業と自然の共生を目指し、乾燥化しつつある湿原を復元したり、また、既に開発された農地のうち条件の整っていない土地を利用して、緩衝地や遊水池としての機能をもつ湿原を再生することなどの自然再生を行いながら、一体的な農地の再生も進めることにより、農業と共生した自然環境の再生と自然と共生した農業の再生を目指している。

このため、北海道開発局と共同で「サロベツ再生構想策定検討会」を設置し、平成16年9月に「サロベツ再生構想」を策定した。

平成17年1月には自然再生推進法に基づく上サロベツ自然再生協議会が設置され、協議会におかれたワーキンググループにより、自然再生全体構想の作成作業が進められ、平成18年2月に「上サロベツ自然再生全体構想」が作成された。

[経緯]

- 昭和49年 利尻礼文サロベツ国立公園指定
- 昭和58年 サロベツ原野保全対策事業（～平成16年）
- 昭和62年 原生花園自然教室（ビジターセンター）開館
- 平成元年 幌延ビジターセンター開館
- 平成14年 自然再生事業の開始（自然再生推進計画調査）
- 平成15年 公園計画の見直し（公園区域の拡張、自然再生施設計画の追加等）
- 平成16年 サロベツ再生構想策定
- 平成16年 国営土地改良事業地区調査（農林水産省）の開始
- 平成17年 上サロベツ自然再生協議会設立
- 平成18年 「上サロベツ自然再生全体構想」決定

主な事業メニュー

①基礎情報の収集整理

- ・ 詳細地形調査、空中写真判読、動植物調査等
- ・ 情報共有、モニタリングのためのデータベース整備
- ・ タンチョウ等の生息状況調査

②湿原乾燥化、ササ進入対策

- ・ 地下水位観測・調節手法の検討・試験施工（水抜き水路堰上げ等）
- ・ ササ刈り手法の検討・試験施工

③ペンケ沼、砂丘林帯湖沼群の土砂流入、水位低下対策

- ・ 変遷、現状の把握、埋塞メカニズムの解明調査（生産源調査等）、水位低下抑制手法等の検討

④泥炭採掘跡地の修復

- ・ 浮島の形成状況、植生導入手法の検討・試験施工

⑤その他（環境省事業）

- ・ ビジターセンターの移設整備、跡地修復
- ・ 国立公園の利用方策、パートナーシップ形成手法の検討（ソフト事業）

今後の予定、方向性

上サロベツにおける自然再生事業は、平成18年2月2日に決定された「上サロベツ自然再生全体構想」に基づき、今後実施計画の作成と調査検討・試験施工等の実施を進める。

環境省としては、その他、国立公園事業としての位置づけも併せて、整備事業として主体的に自然再生事業を実施していく予定。

湿原と隣接農地の共存に向けた対策（緩衝帯の設置等）については、現在、豊富町、サロベツ農事連絡会議、稚内開発建設部により実施計画の作成が進められている。



図 サロベツ自然再生事業の背景（湿原の危機）